

# よいだ

町だより 与板町長川上文平

No.124 10月号

昭和51年10月10日 ■発行/与板町(代表者与板町長川上文平) ■編集 与板町だより編集委員会



「極楽国土には七宝の池あり。八功德水その中に充満せり。池の底には純ら金沙を以て池に布けり。四邊の階道上に樓閣あり。池中の蓮華、大さ車輪の如し、青色には青光、黄色には黄光、赤色には赤光、白色には白光あり、微妙香潔なり。」  
と阿弥陀経にある。

この碑は、極楽淨土に往生して同じ蓮華に托する意で、一蓮托生を略したものと思われます。

## 一蓮塔碑

とじて保存して下さい

## ＝灯火に親しむ！＝

「秋の日は釣瓶落し……」

お被岸を過ぎたころから、急に日が短くなります。

天気よい日中は、気温が高く、空気も乾燥する。これが日本の秋を代表する最高の季節ですが、今年は一足早い晩秋を思わせるような気候となりましたが、晴れた日には戸外で運動などで身体を鍛え向寒に備えましょう。

この道や行く人なしに秋の暮 (芭蕉)

人口の動き	
9月30日現在	
( )は8月末との比較	
人口	7,832人(+28人)
男	3,808人(+17人)
女	4,024人(+11人)
世帯	1,789(+3)
出生	18人
転入	22人
死亡	5人
転出	7人

おもな内容は	五十年度の決算状況
公職選挙法	2
交通栄養章	4
井上支部長	5
消防功労表彰	5
行政相談問題行事	6
国民健康保険の加入は	6
社教からのたより	7
ことしの文化祭行事	8
錦鯉品評会	8
心配ごと相談所とは	9
税金あれこれ	9
保健衛生だより	9
お知らせ	10
10	10
9	9
8	8
7	7
6	6
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9

よいた町だより 51. 10. 10 発行

## 保健衛生だより

11月5日 13時30分から14時30分まで  
二種混合(2回目) 母子センター  
対象者 S.49.6.1~S.49.9.30迄出生児

11月15日 13時30分から15時まで  
3才児検診 母子センター  
対象者 S.48.2.1~S.48.5.31迄出生児

11月16日 13時30分から15時まで  
一般健康相談 母子センター

良寛法要と講話  
寺に於て行います。  
「相馬御風先生と  
その思い出」と題して、子田重次先生の講話と布施一喜雄先生の版画・拓本展を併催します。  
なお、当日の午前中、托鉢を行いますので、皆様のご協力をお願いします。



狂犬病予防注射の実施  
左記により実施いたしますので、最寄りの会場に畜犬を連れて来て下さい。

となります。  
※新規に登録される場合は登録手数料 三〇〇円が加算され、印鑑が必要です。すのでご持参下さい。  
※不用犬・野犬などは引取りません。

### 台風十七号による被災者救援金のお礼

台風十七号は、前代未聞の豪雨をもたらし、被災者は予想もつかない膨大なものであったことは報道機関等でご存知のところですが、これら被災者を救援するための募金を与板町日赤奉仕団の方々のご協力で実施いたしましたところ、皆さんのが寄せられたご高配により、二十八万三千九百円の募金が寄せられました。

早速、日赤県支部を通じて被災地へ救援されます。皆さんのご協力に対する厚く御礼申し上げると共にご報告いたします。

老人福祉のために役立つて下さい」と寄付金が寄せられました。当協議会では、篤志者の高揚に使わせて戴きます。蔵小路 新木二郎殿 三〇、〇〇〇円也

たばこは  
町で買いま  
しょう

申上げます。  
御厚意に対し、厚く御礼  
貴重な財源です  
児童手当受給者の方へ  
十一年六月(九月分)を十月九日に指定金融機関へ振込み致しましたのでお知らせ致します。

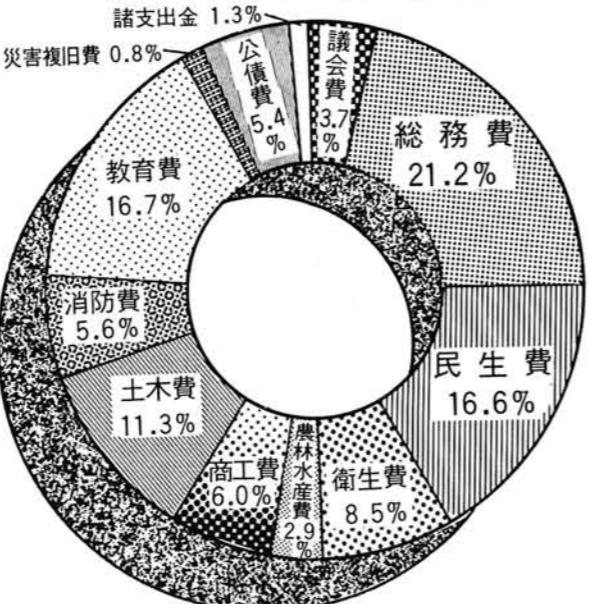
支出のうち主なものの内  
容は、一番大きいのが「総務費」で一億三、四五七万円となりましたが、この中には事務的費用の他に総合支  
出がありました。この中には「民生費」で、老人、乳幼児等の医療費補助や保  
育園の委託料・児童手当など、いわゆる社会福祉費用であります。

これら三費目で、支出全額となります。これらの他には、道路改良や舗装などの整備費である「土木費」の七、一八四万円や保健衛生・環境衛生対策費用である「衛生費」の五、四〇五万円の順となりました。これらの中には「教育費」で一億六一二万円で、校舎の補修及び教材・施設の整備費等であります。次は「教育費」で一億六一億五三六万円で、老人、その次が「民生費」で、老人、乳幼児等の医療費補助や保

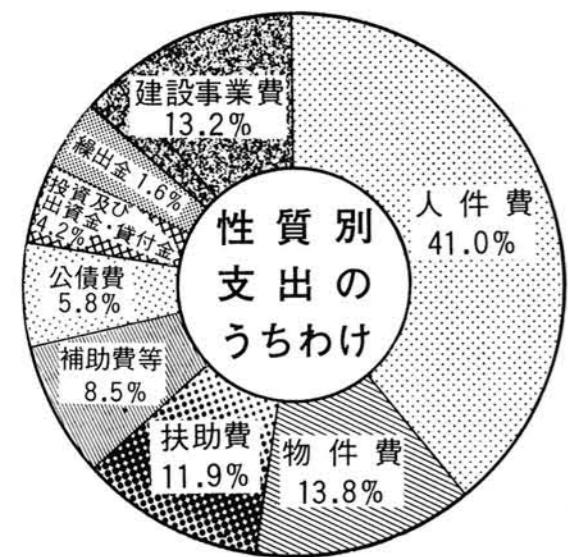
## 支出

\*明るく豊かな  
町の台所…

## 支出のうちわけ

昭和50年度  
国民健康保険会計決算は

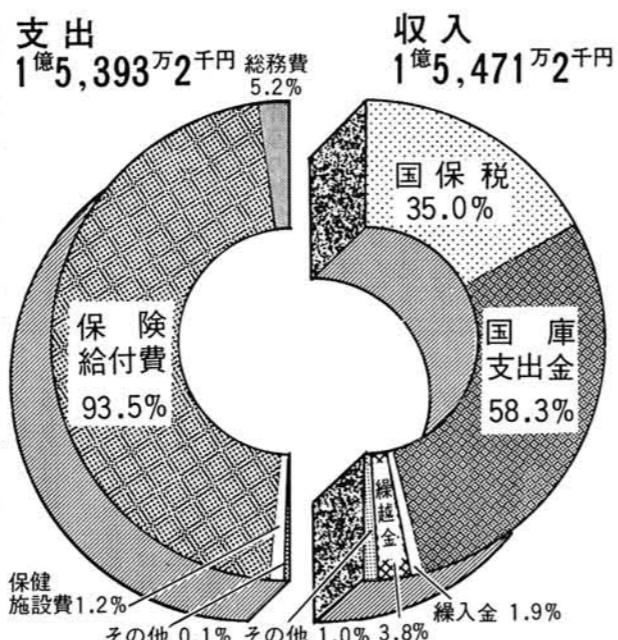
被保険者一人当たり税負担  
**12,840円**  
被保険者一人当たり給付費  
**45,813円**



昭和五十年度の決算は、最終予算額一億六、〇七二万円となりました。歳入では、前年度に比して二、二六六万円の増とななり、保険税、国庫支出金が全収入の九十三、パーセントを占めておりました。歳出においては、予算額に対し不用額六、七八万円であり、全支出額の九十三、五パーーセントが療養諸費で占めています。歳入歳出の差引き額は、七八万円の累積黒字となりましたが、昭和五十年度分の収支では、七八三万円の赤字となっています。これは柔道整復師の開業等による受診率の向上と高額療養費支給制度の実施、更にかぜの流行によつてあります。



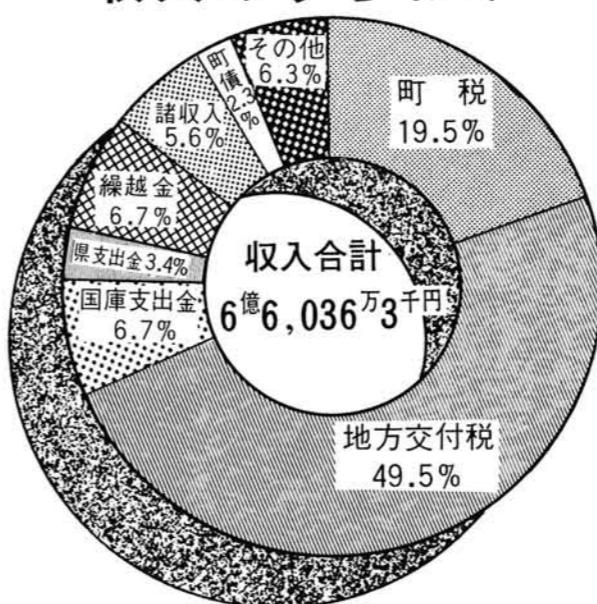
相互扶助の精神のもとに…



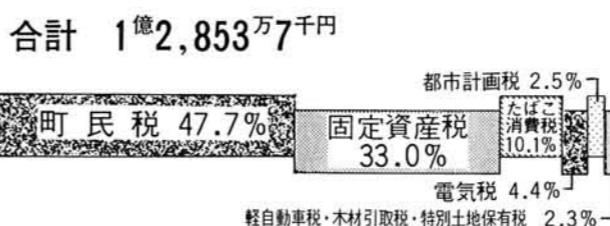
## 町づくりめざして…

## 一般会計 2,403万円の黒字で

## 収入のうちわけ



## 町税のうちわけ



完納一〇〇% それはもうすこし

昭和五十年度の町民税納税成績が、九十九、九%になりました。これは、ひどくに町民各位の御協力によるものであります。お礼申し上げます。この額は、全体の約二〇%の一億（現年分）九十九、九%となりました。御協力に厚くお礼申し上げます。この額は、公共事業も税金によつてだいたい「町税」で、徴収率割合を占めるものが「地方交付税」であり、前年より二、七〇〇万円で全体の約五〇%に当ります。

昭和五十年度の当初予算は、国の施策による物価安定のための財政・金融両面に亘る総需要抑制策の継続したので、その大要をお知らせします。

## 概要

三、六三三万円となり、差引二、四〇三万円の黒定決算となりました。しかししながら単年度收支では、逆に八五五万円で発足しました。決算では収入が六億六、六億五、四二三万円となりました。

という認識の基に五億五、八五五万円で発足しましたが、その後の財政需要により追加補正し、最終予算額は、六億五、四二三万円となりました。

## 50年度の主な事業

道路改良舗装	44,102千円
河川改良工事	2,000千円
庁舎等整備	15,275千円
学校施設整備	4,674千円
消防施設整備	1,025千円
清掃施設整備	2,400千円
保育所整備	1,500千円

## 昭和五十年度の決算状況！

り、収入に比し財政需要が多く、地方財政の苦しさを示してある決算ともいえます。このため、不用、不急事業、物品の購入等の圧縮と財政の効率的運用につとめました。

これは議会の皆さんはじめ町民各位のご理解とご協力をよろしくお願い申しあげます。

昭和五十一年度新潟県消防大会において次の方々が県知事並びに県消防協会より表彰を受けられましたので紹介いたします。  
（敬称略）

消防功労者に表彰



# 交通栄誉章が 交通安全協会・井上支部長に

察署長から伝達されました。井上支部長は昭和三十四年与板地区交通安全協会の理事に就任され昭和四十八年より与板支部長となり併せて地区安全協会の副会長として忙しい業務のかたわら交通安全協会の運営に積極的に取り組み支部の機構の改善、街頭指導、道路パトロールの常時励行、安全施設のきめ細かい設置等、常に広い見識を生かし、交通安全に大きく貢献されました。今後ますますのご活躍を期待し紹介いたします。

- ゆっくり走ろう越後路を
- 運転が示すあなたのお人柄
- とび出すな車のあとにまた車

馬場丁役場の周辺の道路に一日中自動車を駐車されているのが見受けられるが道路がせまく大せいの人々が迷惑していますからやめましょう。

## 〃ホタル作戦〃

秋の全国交通安全運動の一環として、〃夜光ワッペン〃を配布し歩行者を夜の事故から守ることになりました。よいた町だよりと一緒にお配りしますので長ぐつその後ろ上部やカバンなどに貼つてご利用ください。

夜間になるとライトが自に反射してドライバーが



通行者を確認することが出来ます。尚、このワッペンは交通安全会協会与板支部からご寄贈いただきました。

阿隼鮎

戸籍法の一部改正によ  
て、人名漢字として二十  
字が追加され、七月三十  
から子どもの名に用いら  
ることになりました。

か ン 山

---

ますので局番なしの――  
五番をダイヤルすると電  
報係がでますのでお申し  
付けください。

去る九月十五日「よい  
た祭り」に無料赤電話コ  
ーナーを開設しました。  
始めての試みでしたが  
大勢のお客さまに利用し  
ていただきほんとうにあ  
りがとうございました。  
公衆電話会では来年も  
計画したいと思います。

電報が多く利用され、とくに大安吉日、土曜、日曜、祝日はラッシュでこみあいます。

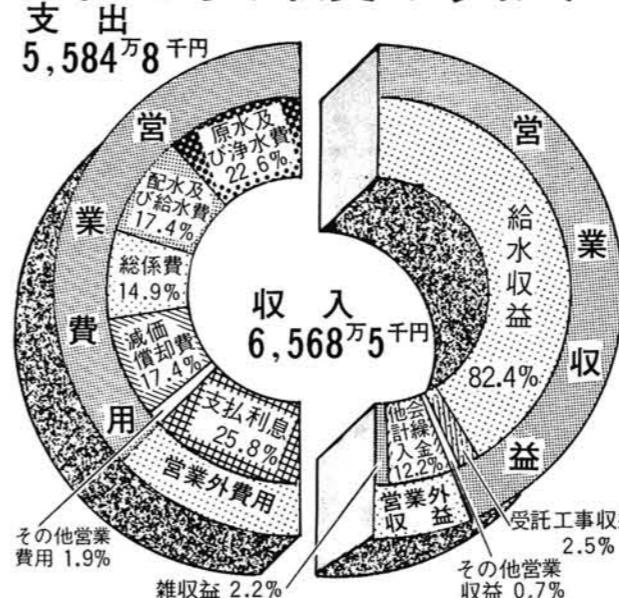
当日の発信では披露宴に間に合わず、またハネムーンに出発した後ではせつかくの気持が届かずお祝い電報のかいもありません。

「十日前から  
予約ができます」

三・四日前がすいていい



### 収益的の収支のうわけ

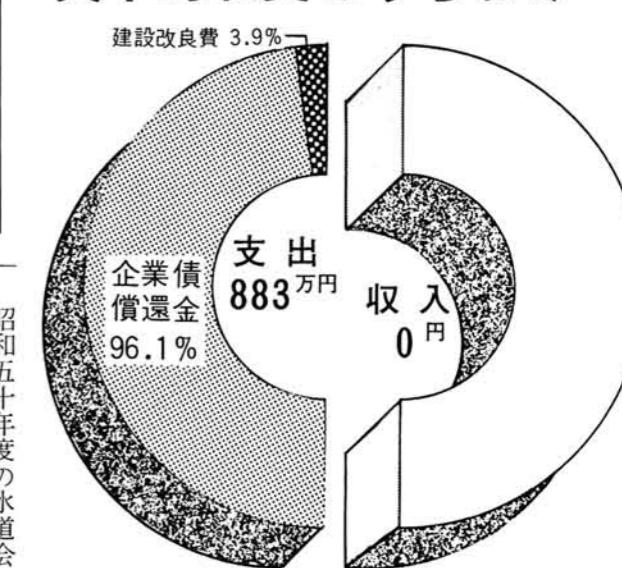


昭和 50 年度

## 上水道会計の決算状況

給水（平均）世帯 **1,937戸**  
人口 **7,775人**

## 資本的収支のうちわけ



決算は次の通りです。  
水道の日常業務の状態を表わす収益的収支は、収入五八五万円で差引き九八三万円の純利益となりましたが、企業の資本状態を表わす資本的収支では、収入は全く無く、支出は企業債の償還などで九一九万円となり、この不足金は収益的収支の減価償却費（内部保留金）で補てんしました。  
今年度から発足いたしました和島村との企業団組織においても、更に企業努力を重ね経営の安定を計るとともに、皆さんのが公共の利益に寄与したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

公職選挙法では  
こんなことは  
違反になります



「金のかかる選挙」から「きれいな選挙」への転換を主眼とした公職選挙法が改正されてから、一ヵ年が経過しようとしています。しかし、いまだに改正の内容が選挙人全体に浸透していないむきもあり、質問や批判があとを絶たない現状です。そこで特に問題の多い、改正された寄付の禁止について説明します。

候補者等が選挙区内にある者に対して次のようなことをすることは、寄付として禁止されています。

① 中元や歳暮を贈つたり餞別や入学祝などを贈ること。

② 名前や写真入りのうちわやカレンダーを配布すること。

③ 他の選挙の候補者等に政治献金や陣中見舞をすること。

④ 行事に招かれたとき、会費以外に包み金を置くこと。

⑤ お祭りのときに、金銭や花火を寄付すること。

⑥ 候補者等の財源で、配偶者や後援会の名儀を用いたり、匿名で寄付すること。

⑦ 選挙区からの国会見学者や陳情者に食事を提供したり、みやげを持たせること。

（一）候補者の親族（六親等  
等内の血族・三親等内の  
姻族）に対する場合。

（二）候補者の親族（六親等  
等内の血族・三親等内の  
姻族）に対する場合。

（三）候補者等が専ら政治上  
の主義又は施策を普及する  
ために行う講習会、そ  
の他の政治教育のための  
集会に必要やむを得ない  
実費の補償としてする場  
合。ただし、この場合で  
も単なる政治教育に名を  
かりたり、政治教育以外  
の不純な動機が含まれて  
いるものは該当しません。

政治家や候補者等は、身  
辺をきれいにしなければな  
りませんが、選挙人も清潔  
な政治家を育てるように心  
がけましょう。

詳しいことについては、  
選挙管理委員会におたずね  
ください。

※注 候補者等とは、公職  
の候補者、公職の候補  
者となるとする者及  
び公職にある者をい  
ます。



私が与板に帰つて、もう十カ月が過ぎようとしている。その間に、あるクラブがある。その間に、あるクラブに入るつもりで友人に相談に行つたが、話を聞いてフォーケダンスに興味がわき、入会することになった。

毎週水曜日が例会である。夜八時ともなると町民体育館にはフォーケダンスの音楽が流れ、いつの間にか大きな輪に広がっているのである。フォーケダンスは、中・高校生がやる踊りとか考えていなかつたが、このクラブの年令層は十八才から四十五才位と聞いて、

來たれ!! フォーグダンス同好会



ふれあいを実に大切にしている点である。毎晩のように集まり、生々している。ボスター作りに汗している仲間、その片隅で曲目の選定に打ち込んでいる仲間、何故なのか、それはこの会の方針にあると思った。飽くまでも話し合いの中から方向付けされていくからで

## 教育委員の任命

ある。その中で自分と他人の間関係を体得して行くのである。いま、青年に欠けていることは個人の権利が尊重され、協調性に欠ける点である。この意味からも私は言いたい、来たれ！ フォークダンス同好会に……このフォークダンスを通して子供も、大人もコミュニケーションを大切にして、お互に成長して行こう。会員規約も立派に整い、一段と熱の入った活動が続きます。



秋たけなわの今日・この頃、若者にとつて希望あふれる季節です。そこで十一月中旬ごろ、町内の若者が集り、語り合ひ、また楽しく晩秋を過ごそうと計画いたしました。今まで町には、青年団と言ふ団体組織がありましたが、一年位前に解散して各サークルに分散しています。でも、町には何百人という若者が存在しておりますが、それらのサークルに入つて活動している人は、極少数であります。かと言つて、サークル活動だけが若者の人生じゃないかもしれません。その他の若者がエネルギーを発散させている光景は少ないようです。その若者達が活発に活動したら、どれ程この与板の町が明るく新鮮なものになるのではないでしようか。与板町の青年であれば誰しも住みやすい町にしたいと思うのではないか。いつも、加入外の人達は種々なサークルや部活動を自分なりに判断しているかもしれませんが、本当のサークル・部活動はまず自分からとび込んで自分の肌で「うまい」「まざい」を判

断してもらいたい。そして自分自身をみがくのも大事であるが、集団の中でも大事なことも大切だということを知つて欲しい。必ず得るものがあると思います。

そのためにも、私達みんなの広場として「青年の集い」を設け、現在の若者が疑問に思つてゐる事を發散する場として、また、他の青年が同じ問題などをどう考へてゐるか自分自身の眼で感じとつてもらおうと、企画した次第です。

今回のテーマである、「参加から創造へ」は参考して見て、そこで自分なりに色々考へ、感じとつて創造への道を見聞いて欲しい。

「青年の輪」というものを考えてみれば、若者はお互に良き友達を持つことによつて、人生を明るく、楽しく、有意義に生きることができ誰からも強制されず、どんな利益も計算に入れず、お互いの善意と友情が結び合つことによつて、「一人ぼっち」であると言う考え方を無くせるのではないか。しようか。

若者は、可能性を充分に持つています。それを生かして、「先ず、自から起上りう！」……青年よ！大志をついただけ！この意氣で先に夢を持つで、ぜひ参加して下さい。※実施期日等は、後日お知らせいたします。（川野）

グループ紹介 杜陽会

『詩吟』とは  
鞭声イー肅肅ウ。夜河  
をオ一過るウ。それは  
毎月四、八の日に、公民  
館での、杜陽会の詩吟の  
練習日です。

腹からの、大きな声で  
詩吟をやると、一切の邪  
念を忘れて、皆一緒に声  
を出す。すばらしいこと  
だと思います。

大声を発すること。  
これが健康に良いこと。  
大きな声が出ることは、  
健康の証拠であります。

大きな声を出す人に悪  
人はおりません。

詩歌の内容が、とても  
立派で、これを吟詠する  
ことによつて、おのづか  
ら、心身が清澄になる。

良い事ばかりです。

春の城山、山頂での、  
中越平野を一望に見下し  
ての研修会には、お山の  
大将、上杉謙信、乃木希  
典、西郷南州等々になつ  
た……ような気分で、大  
声で吟ずるのは、詩吟な  
らではの仲間の集まりで  
す。

練習日に、共々声を出  
してみませんか。

住みよい社会のために――  
**あなたのそばに気軽な相談相手**

**行政相談週間 10月17日～10月23日**

- 役所の仕事について  
・処理がおそい。  
・説明に納得できない。  
・このように改めてほしい。  
・どんな手続きをするのかわからない。  
・不親切な扱いを受けた。

など役所に対する苦情や相談や意見などをお持ちの方は、お気軽に行政相談所へお申出ください。

この週間中次のように相談所を開設いたしますので、お気軽にご相談下さい。

相談は無料で、秘密を守ります。

◆定例相談

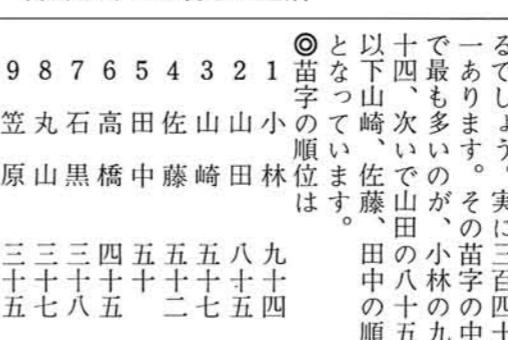
・日時  
十月二十日(10月に限る)  
午前十時から  
午後三時まで

・場所  
与板町役場



## 一苦情なくして明るい生活一

- An illustration of two hands emerging from the bottom left and right, respectively, holding a large, dense bouquet of various flowers and leaves. The bouquet is centered in the frame.



渡辺、大橋、長谷川、小川です。以下は八子、扇間、倉品、中島、吉荒、五十嵐、現在です。これは、町在住者が電話帳、表札、聞き込み等で調べられた結果です。（昭和五十一年四月二十日現在です）

門戸は表札をつけるまし。



# 誇れる 郷土に きれいな川

# 保険税を完納しましょう

## 国民健康保険税

### 10月31日まで 完納月間

## 国保の加入は..

定年退職をした人は、退職した日から会社の健康保険をぬけることになりますので、その日から国保に入しなければなりません。  
**② 収入のない老人は、国保に加入できないか**  
国保は収入に関係なく加入できます。ただし、息子さんなどの扶養を受けている場合は、その人の扶養家族として会社の健康保険に加入できるので、国保の加入はできません。

